

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

あぶくまの人・郷・夢を育むまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、田村市

3. 地域再生計画の区域

田村市の区域の一部（旧船引町の区域のうち、移地区、瀬川地区、美山地区、文珠地区、要田地区、芦沢地区）

4. 地域再生計画の目標

田村市は、阿武隈高原の中央に位置し、平成17年3月に5町村が合併して「田村市」として誕生した。田村市は、福島県の中核的都市である郡山市まで30kmの位置にあり、太平洋側の浜通り区域との結節点となる地域である。

当市では、それぞれの地域の発展が市全体の発展に不可欠であるとの考えから、一極集中に陥ることのないよう都市機能を分散させるクラスター方式を採用し、旧町村(田村郡滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町)固有の歴史や伝統、文化、特性を尊重した合併としている。

その中で船引町は、町のほぼ中央部に田村富士と称される「片曾根山」が座し、山頂部にはパラグライダーのテイクオフエリアをはじめとする修景公園を、山麓には森林空間を活用したバンガローなどの都市交流施設を整備している。平成元年からは「パラグライダー里づくり事業」を行い、福島県のスカイスポーツ基地としての整備を図ってきた。

また、移、瀬川、美山、文珠、要田地区（通称「北部地区」）においては、樹氷が美しい「移ヶ岳」、富士山に見える最北の山「日山」、穏やかな山容の多い阿武隈山系では珍しい奇岩の秀峰「鎌倉岳」などが豊かな大自然の景観を呈しており、四季を通じてトレッキングや登山に訪れる人々を魅了している。これらの自然資源を活かし、地区の活性化と周辺都市部との交流促進を図るため北部地区においては、農林水産省と国土交通省が連携し実施する「中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画」を策定し、「中山間・都市交流支援道路の整備」による郡山市等の都市地域と船引町北部を連絡する道路網の整備を実施し、日常的に相互アクセス可能な生活圏形成を図っている。

さらに平成11年度より、県営中山間地域総合整備事業「あぶくま中部地区」を都路村、常葉町、船引町で実施してきた。船引町では農業生産基盤、生活環境基盤、交流基盤事業に取り組み、交流基盤事業では都市との交流促進に資するための多目的広場や休憩施設を整備している。また、広域営農団地農道整備事業（中山間活性化ふれあい支援農道型）移南地区（以下「広域農道移南地区」という。）及び広域営農団地農道整備事業田村3期地区（以下「広域農道田村3期地区」という。）の整備により中山間地域の農業振興、地域の農業農村の活性化を図る伝統文化の継承拠点への連絡、体験型農業やグリーンツーリズム展開へのベースとなる地域間交流活動を促す事業を実施している。

当市は、南西部に磐越自動車道が整備されていることから、主要都市とのアクセス条件は飛躍的に向上したが、当市北部及び南部地域からは既設の県道や市道が狭隘なうえ大きく迂回する経路となるため、依然として高速交通体系へのアクセスがまだ不十分な地域を有し、道路ネットワークの構築に課題がある。また、このような状況から都市部への所要時間を多く費やし、若年世代の郡山市等の都市部への流失に繋がっている。

（目標1）市道及び農道整備による田村市北部の上移集落から船引三春インターまでのアクセス改善（所要時間40分→30分）、田村市南部の広畑集落から船引三春インターまでのアクセス改善（所要時間20分→10分）

（目標2）交流人口の増加（20千人→30千人）

（目標3）収穫した農産物の輸送時における荷傷み防止が図られることによる増収効果（年効果額3,200千円）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

田村市の北部及び南部から船引三春インターまでのアクセス不足を解消するために、現在、事業実施中である「広域農道移南地区」の整備と「市道原線」の拡幅工事を行い、県道浪江・三春線に接続し、また、田村市の南部からも同様に、現在、事業実施中である「広域農道田村3期地区」の整備を行い、国道288号線に接続し、それぞれに「船引三春インターアクセス線」との道路のネットワークを構築する。

（5-2）法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道原線：道路法に規定する市道に昭和61年12月25日認定済
- ・広域農道移南地区：事業採択を平成11年3月19日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成11年8月11日に確定している。
- ・広域農道田村3期地区：事業採択を平成8年5月10日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成14年10月10日に確定している。

[施設の種類 (事業区域)、事業主体]

- ・市道 (田村市) 田村市
- ・広域農道 (田村市) 福島県

[事業期間]

- ・市道 (平成22～26年度)
- ・広域農道 (平成22～26年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道 L = 1.040 km
- ・広域農道 L = 4.486 km

総事業費	1,130,000千円(うち交付金	565,000千円)
・市道	230,000千円(うち交付金	115,000千円)
・広域農道	900,000千円(うち交付金	450,000千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、「あぶくまの人・郷・夢を育むまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ① 「中山間都市交流支援道路整備事業」を活用し、都市部と中山間地域との交流拡大のための道路の整備を行う。
- ② 「中山間地域等直接支払制度」を活用し、耕作放棄地の発生防止等の適切な農業生産活動を行う。
- ③ 「中山間地域総合整備事業」を活用し、交流基盤の整備を図るため「あぶくま中部地区」において、生活交流の文化活動の拠点を整備する。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に関係する地域行政区長と住民より意見等を聴取し、達成状況の評価、さらに改善すべき点等について検討する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し